

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）定例会閉会后 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）津 田 幸 一
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
松 田 真 哉 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0 名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】下関部長
〔秘書広報課〕幸本課長
〔財政課〕金川課長 中村課長補佐兼総括主計員

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 大下議員 門協議員 塚田議員 徳田議員
西野議員 又野議員 矢田貝議員
報道関係者 0 人 一般 0 人

協議事件

- 1 令和 7 年度議会閉会中の委員会開催日程（案）について
- 2 米子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正について
- 3 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前 1 1 時 4 7 分 開会

**○戸田委員長** それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件 1、令和 7 年度議会閉会中の委員会開催日程（案）についてを議題といたします。資料 1 を御覧ください。

これについては、持ち帰り案件となっておりましたが、御案内のとおり、5 月 1 6 日に臨時会が予定されているため、一部修正をしております。

修正内容は、5 月の当該日程において、民生教育委員会及び都市経済委員会を 1 日前倒しすることにより、それぞれ 1 4 日水曜日、1 5 日木曜日に開催しようとするものでございます。

委員の皆様、この修正された日程案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、令和 7 年度につきましては、この修正された日程のとおりとさせていただきます。

ここで執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件２、米子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田村次長。

**○田村次長** それでは、米子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の改正について御説明いたします。資料２を御覧ください。

本改正案は、本日可決されました米子市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴いまして、当該条例を引用する規定の整備を行うとともに、車賃が廃止され、これに代えてその他交通費の一つとして自家用自動車を使用する移動に要する費用が創設されることなどに伴い、所要の整理を行うため、資料のとおり改正しようとするものでございます。

当委員会で御了承いただけましたら、事務局で起案をいたしまして、議長決裁を経て令和７年４月１日施行とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

次に、協議事件３、米子市議会基本条例の検証についてでございます。資料３を御覧ください。

これは、議会基本条例の検証方法の確認事項（案）でございます。

事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 私のほうから、議会基本条例の検証方法の確認事項（案）として、御説明させていただきます。資料３を御覧ください。

まず１として、検証の時期を記載しております。検証の時期といたしましては、令和７年１２月までに協議を終えたいと思います。

続きまして、検証の方法について前回の流れを御説明させていただきます。

まず、(1)の検証機関は議会運営委員会でございます。

次に、(2)の検証手順でございますが、実績、会派又は議員の意見の取りまとめを、議会基本条例の条文ごとに実績をまとめた米子市議会基本条例検証整理表に基づき実施していただきます。この整理表の御説明は後ほどさせていただきますと思います。

その後、成果及び課題の抽出評価を行います。

評価の手法は、四角の中に記載のとおりＡＢＣの３段階で行うこととし、検証の評価が困難な場合は検証対象外とすることとします。その後、検証結果及び評価の取りまとめ、それから今後の検討課題の抽出を行いまして、資料４のように、米子市議会基本条例検証結果報告書のとおり取りまとめます。

この資料４ですが、ちょっと御覧いただけますでしょうか。まず１ページ目ですが、「はじめに」ということで記載されておまして、２ページ目は検証体制と検証方法、３ペー

ジ目に検証の経過が記載されております。4 ページ目から 9 ページ目にかけては条文ごとの評価内容が記載されてまして、この評価内容につきましては、先ほど手法のほうで説明いたしましたが、A B C の 3 段階のランクづけを行いまして、「達成」、「一部達成」、「未達成」というような形で評価を行っております。10 ページ目が評価の項目数を挙げております。それから 11 ページ目には付言事項、12 ページ目には評価の過程において今後に向けて提案があった事項が記載されております、具体的に今後どういうことをしていくのか、どういう点について努力していくのか、議会として持っていくのかというようなことですね、今後の検討課題についての記載がありまして、最終的に 13 ページ目で結んでいくというような報告書の方式でございます。

なお、付言事項につきましては、1 の資料のデジタル化（タブレット端末の導入、ペーパーレス化）について、それから 2 の研修についての前段部分はおおむね実施しているところでございますが、2 の研修につての後段部分と 3 の条文については、必要に応じて、条文ごとの検証において、御協議していただきたいと思ひます。また検証後、必要に応じて条文の改正を含めた措置を検討します。以上が前回の検証の流れとなります。

それから条文等を検証した場合の公表の方法につきましては、ホームページ、議会だより、報道機関への情報提供がございまして、公表内容につきましては、実績、成果、課題、検証結果などを報告書にして、報告書の形式で公表を行いましたところでございます。

以上が、前回の検証の流れを簡単に御説明いたしましたが、この流れで行くのかどうかというのを御確認をしていただくようお願いいたします。以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等ございましょうか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、米子市議会基本条例検証整理表についてでございますが、資料 5 を御覧ください。

これについて、事務局の説明を求めます。

森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 続きまして、私のほうから、資料 5、米子市議会基本条例検証整理表について御説明いたします。

これは、米子市議会基本条例の条文ごとに令和 4 年 7 月 1 日以降の実績を取りまとめたものでありまして、その状況に応じて会派又は議員の皆様からの御意見を伺い、改正すべき点や、付け加えるという部分もあろうかとは思ひますが、この条例自体の検証を行っていく際の基礎になる資料という位置づけで作成いたしました。

内容につきましては、まず 1 ページ目でございますが、この表の一番左が条、次が項、次が号ということで条文を載せておりまして、実績、それから意見というものになっております。前文、第 1 条、第 2 条につきましては、事務局としましては特に実績はないということで横線をしております。次に、はぐっていただきまして 2 ページ目です。第 3 条に

つきましても、事務局では記述できない点がありましたので除いております。第4条につきましては、これは会派のことをございまして、会派の結成状況とか、それから会派又は議員から提出された付帯決議とか、それから会派間の調整を行ったとか、そういうことの実績を記載しております。それから第5条につきましては、市民への説明責任を果たしているかということの実績をございまして、第1項につきましては、ホームページ、議会だより、議会だよりでは、陳情案件の賛否の分かれたものについて結論に至った理由や意見を掲載していることを記載しております。それから、全ての本会議でテレビ中継とインターネット中継、また平成30年9月定例会から、3月及び9月定例会の予算決算委員会総括質問のインターネット中継を行っていること、それに加えて、令和7年4月1日からは、6月及び12月定例会の予算決算委員会総括質問のインターネット中継を行うこと。また、令和6年9月24日から議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会におけるインターネット中継を行ったことを記載しております。次に、3ページ目になります。第2項につきましては、本会議及び委員会のほか全ての会議を原則公開するということの実績でございますが、これについては、これまでも本会議、委員会、全員協議会については公開しているということを記載しておりますし、それから傍聴席等については限りがありますがけれども、可能な限り傍聴希望者全てが傍聴できるように配慮しているということ、それから本会議及び委員会の会議録はホームページで公開していることを記載しております。第3項につきましては、公聴会制度又は参考人制度を活用して市民の意見を聞いているかということの実績でございます。地方自治法の第100条2の規定、これは学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用ということでございますが、実績はございません。公聴会についても実績はございません。それから参考人制度につきましては、請願者又は陳情者を委員会に招致して審査の参考としております。実績は、次の第5条第4項のとおりとなります。また、その他の参考人招致としましては、6ページの第9条の第2項のとおりとなります。次に、4ページ、第5条の2第1項の議会報告会につきましては、令和6年4月25日の実績を記載しております。それから第5条の2第2項につきましては、議会報告会の開催に関し、必要な事項は議長が定めとなっておりますが、米子市議会議会報告会・意見交換会開催要項を制定していることを記載しております。第6条第1項第1号につきましては、代表質問の1回目と議案質疑以外は一問一答方式で実施していることを記載しております。それから第6条第1項第2号につきましては、反問権の実績でございますが、市長が各個質問等において反問権を行使した実績は最近はありません。次に、5ページ、第7条につきましては、議会は、市長が提案した施策のうち特に必要があると認めるものについて、その水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項、必要とする背景、提案に至るまでの経緯などについて明らかにするよう求めるという条文でございますが、全員協議会での実績を記載しております。次に、6ページ、第8条につきましては、議会の立法機能、意思決定機能等の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議などを行ったかどうかということの実績をございまして、条例提案、決議があったということの実績を記載しております。第9条第2項につきましては、公聴会制度及び参考人制度の委員会での活用でございますので、先ほどの第5条とダブリがあるかとは思いますが、それ以外の参考人となりますと、行政機関職員等を招致した実績がありますので、それを記載しております。次に、第9条第3項につきましては、委員会における傍聴者に対し、委員と同じ資料を配付しており、資料等を積極的に公開し、市民に分

かりやすくするように努めているということを記載しております。次に、第10条の政務活動費でございますが、第2項につきましては、行政視察報告書、収支報告書、領収書などの書類をホームページに記載していることを記載しております。それから、7ページ第11条の研修でございますが、第1項につきましては新人議員研修会のほかに、令和4年11月17日に全議員に対して事務局において、議会基本条例、議員政治倫理条例及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律についての研修を行った実績を記載しております。それから、第2項、第3項につきましては、研修の強化及び充実ということで、毎年度、鳥取県4市議会議員研修会に参加した実績を記載しております。それから第12条の議会図書室につきましては、図書購入費の予算化の実績を記載しております。次に、8ページ、第13条の政治倫理でございますが、この部分は議員さんの部分になります。事務局で「努めている」とか、「遵守している」と記載しております。第14条の議員の定数につきましては、平成26年7月1日に26人に減少してから、実績はありません。8ページ、第15条につきましては、実績はありません。第16条につきましては、この条例の検証についてということで、横線を記載しております。

いずれにいたしましても、この実績については事務局サイドで把握している限りのものを記載しておりますので、議員各位の実績等を御教示いただければと思っております。以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。

こちらは、会派にお持ち帰りいただいて、意見の取りまとめをお願いしたいと思います。その取りまとめいただいたものを4月30日水曜日までに議会事務局あてに電子メールで御送付いただければありがたいと思います。なお、検証整理表のエクセルデータは後日、議会事務局から委員の皆様へ御送付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、議会運営委員会における議会基本条例の検証スケジュール（案）についてでございますが、資料6を御覧ください。

これにつきましては、多少前後することがあるかもしれませんが、丸がついている日を候補日として進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と松田事務局長〕

**○戸田委員長** 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

**○戸田委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後0時03分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長      戸   田   隆   次